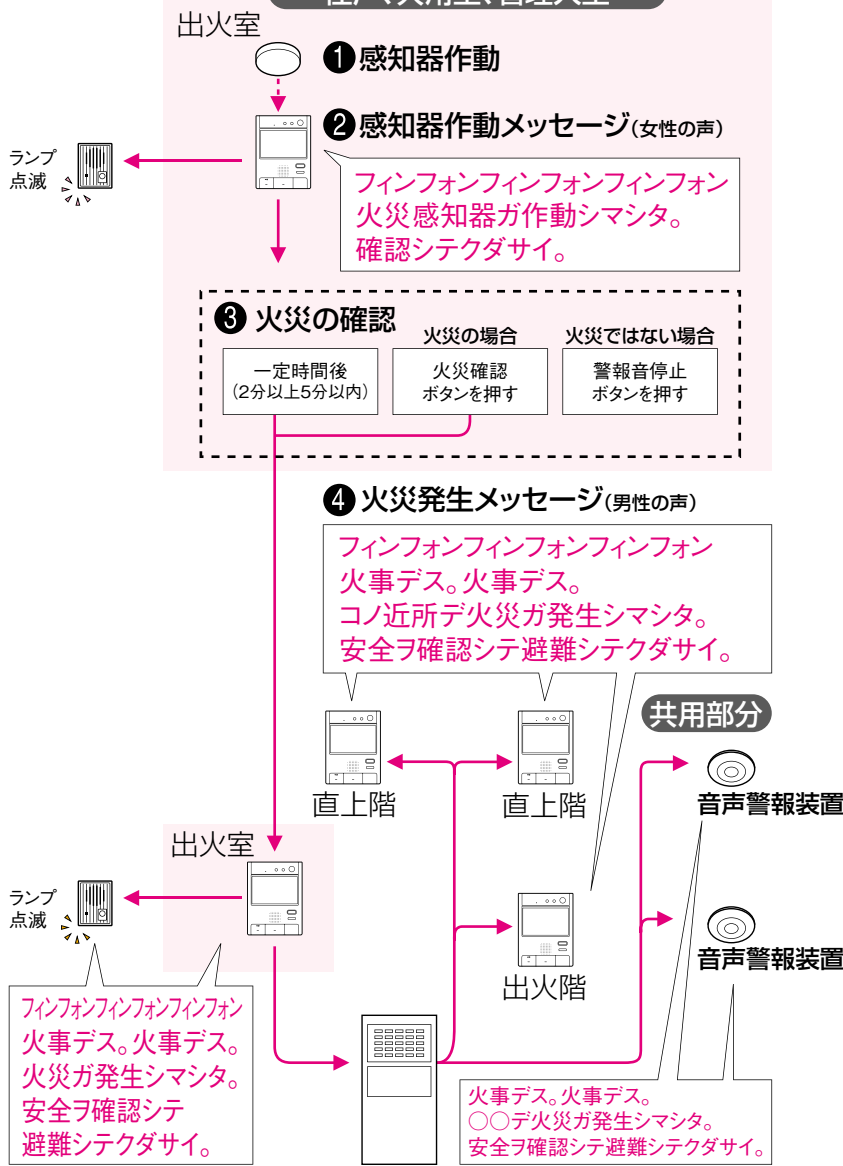


**共同住宅用
自火報設備**

住戸、共用室、管理人室



火災が発生した場合の警報範囲

[廊下型特定共同住宅]

住戸、共用室、管理人室で出火

2階以上で出火した場合

4階			住戸	共用部分
3階				
2階		出火室		
1階				
地下1階				

1階で出火した場合

4階			住戸	共用部分
3階				
2階				
1階		出火室		
地下1階				

地下1階で出火した場合

3階			住戸	共用部分
2階				
1階				
地下1階				出火室
その他の階				

[階段室型特定共同住宅]

住戸、共用室、管理人室で出火

		階段室	
12階	住戸		
11階			
10階			
9階			
8階		直上ブロック	
7階			
6階			
5階			
4階		出火室	
3階			
2階			
1階			

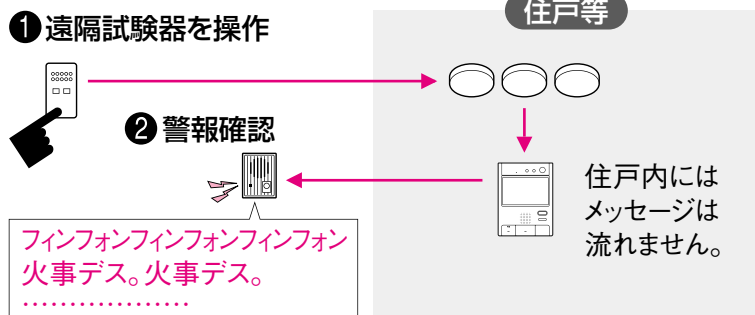
5階層以下を1ブロックとして、そのブロック及び直上ブロック

※【警戒区域】警戒区域は令第21条第2項の規定、ただし、次によることができるものとする。

- メゾネット型住戸等の階数は1とみなすことができる。
- 警戒区域の面積は、1500㎡以下とすることができる。
- 廊下型共同住宅等は、警戒区域の一边の長さは100m以下とすることができる。

感知器作動時

点検対策



住戸等の外部からの点検事項

- 感知器の機能の異常の有無。
- 感知器及び音声警報装置信号回路の配線系（インターホン等と共用し、常時使用される部分を除く）の導通状況。
- 共同住宅用受信機と戸外表示器の機能。

※警戒区域:火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。